

○岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則

平成19年2月1日
広域連合規則第1号

(趣旨)

第1条 岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の選挙については、岡山県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年岡山県指令市第15号。以下「規約」という。）第8条及び第9条第3項に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(選挙長)

第2条 広域連合議員の選挙を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務局長の職にある者をもって、これに充てる。

(選挙立会人)

第3条 選挙長は、広域連合の職員又は関係市町村（規約第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）の職員の中から、本人の承諾を得て、2人以上の選挙立会人を選任し、次条の規定による告示の日に、本人に通知しなければならない。

2 選挙立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(候補者の受付開始日等の告示)

第4条 広域連合議員の選挙を行うときは、選挙長は、その旨、候補者の届出の受付開始日（以下「候補者の受付開始日」という。）その他選挙長が必要と認める事項を、候補者の受付開始日の21日前までに告示しなければならない。

(団体推薦の候補者の届出)

第5条 規約第8条第1項の規定により、同項各号に定める団体が候補者を推薦しようとするときは、本人の承諾を得て、前条の規定により告示された候補者の受付開始日から起算して7日以内（岡山県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第1条第1項に規定する広域連合の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までの間とする。）に、郵便によることなく、岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書（様式第1号）によりその旨を選挙長に届け出なければならない。

(個人推薦の候補者の届出)

第6条 規約第8条第1項の規定により、同項各号に定める所定の人数の者（以下「所定の人数の者」という。）の推薦を受けて候補者となろうとする者は、前条に規定する期間に、郵便によることなく、岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者届出書（様式第2号）に所定の人数の者の推薦書（様式第3号）を添えて、その旨を選挙長に届け出なければならない。

2 前項の推薦には、広域連合議員の選挙の候補者となろうとする本人の自己推薦は含まないものとする。

3 規約第8条第1項第1号及び第2号の関係市町村の議会の議員の定数は、地方自治法

(昭和22年法律第67号)その他法に基づく、第4条の規定による告示の日の前月の1日現在における定数とする。

(関係市町村の議会への通知)

第7条 第5条及び前条第1項に規定する候補者の受付期間終了後、選挙長は、速やかに候補者の氏名、公職等の種類その他広域連合長が必要と認める事項を、当該広域連合議員の選挙に関する関係市町村の議会の議長に通知しなければならない。ただし、第10条第1項の規定により関係市町村の議会における投票を行わないこととなったときは、同条第3項の報告をもってこれに代えるものとする。

(開票結果の報告)

第8条 関係市町村の議会において広域連合議員の選挙の投票を行ったときは、当該関係市町村の議会の議長は、直ちにその開票結果を、岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙開票結果報告書(様式第4号)により選挙長に報告しなければならない。

(関係市町村の議会における投票の当選人)

第9条 選挙長は、当該広域連合議員の選挙に関するすべての関係市町村の議会の議長から前条の規定による報告を受けた日に広域連合の事務所において選挙会を開き、選挙立会人立会いのうえ、その報告を調査し、各候補者の得票総数を計算し、規約第8条第4項の規定により当選人を定めなければならない。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、前項の選挙会において、選挙長がくじで定める。

3 前2項の規定により当選人が定まったときは、選挙長は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の氏名及び公職等の種類を告示するとともに、当選人の氏名、公職等の種類及び得票数、その選挙における各候補者の得票総数その他選挙の次第を、当該広域連合議員の選挙に関する関係市町村の議会の議長及び長に報告しなければならない。

(無投票当選)

第10条 第5条又は第6条第1項の規定による届出のあった候補者の総数が当該選挙において選挙すべき議員の数を超えないとき又は超えなくなったときは、関係市町村の議会における投票は行わない。

2 前項の規定により関係市町村の議会における投票を行わないこととなったときは、選挙長は、速やかに広域連合の事務所において選挙会を開き、当該候補者をもって当選人と定めなければならない。

3 前項の規定により当選人が定まったときは、選挙長は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、関係市町村の議会における当該選挙の投票を行わないこととなった旨、当選人の氏名及び公職等の種類を告示するとともに、当選人の氏名、公職等の種類その他選挙の次第を、当該広域連合議員の選挙に関する関係市町村の議会の議長及び長に報告しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第11条 規約第9条第1項の広域連合議員の任期は、第9条第3項又は第10条第3項の規定による告示のあった日における当該関係市町村の議会の議員又は長としての任期とし、当該任期満了後に引き続きその公職に就く場合であっても広域連合議員の任期は

継続しないものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 広域連合設置後初めて行われる広域連合議員の選挙については、第4条の規定にかかわらず、候補者の受付開始日の14日前に告示するものとする。

様式 (略)